

議案第 81 号

岡山県西部衛生施設組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、岡山県西部衛生施設組合規約の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和 2 年 12 月 4 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

岡山県西部衛生施設組合において、ごみ焼却施設の建設候補地が選定され、ごみ焼却施設を整備していくことに伴い、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により同組合の共同処理する事務の追加及び規約の変更を協議するに当たり、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県西部衛生施設組合規約の一部を変更する規約

岡山県西部衛生施設組合規約（昭和40年岡山県指令地第500号）の一部を次のように変更する。

第4条に次の1号を加える。

(6) ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務

附 則

この規約は、岡山県知事の許可の日（令和 年 月 日）から施行する。